平成２１年（フ）第１７０２４号
埼玉県越谷市東大沢２丁目17―９―105
債務者　宗形　重樹
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７０２５号
埼玉県越谷市東大沢２丁目17―９―105
債務者　宗形奈穂美（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１３１号
東京都足立区足立４丁目15―26―103
債務者　全　　東一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１５０号
東京都港区南麻布１丁目27―31―103
債務者　古川　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１５１号
東京都港区南麻布１丁目27―31―103
債務者　古川　聖乃
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２０９号
東京都練馬区西大泉１丁目11―７―201
債務者　濱田　君義
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２３７号
東京都板橋区高島平７丁目18―10―401
債務者　鈴木　秀明
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２３９号
東京都東久留米市幸町１丁目５―21
債務者　志村　美保
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２４０号
東京都練馬区光が丘２丁目４―８―1107
債務者　西尾　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２４６号
東京都練馬区光が丘２丁目10―１―1004
債務者　小池眞壽郎
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２５０号
千葉県木更津市中里１丁目６―20
債務者　村山　桂都
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２５１号
東京都目黒区八雲２丁目13―18―２―106
債務者　荒畑　雅彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２５２号
神奈川県大和市福田2610―２　コーポサクラメントＡ103
債務者　小嶺　　登
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２５８号
東京都三鷹市下連雀２丁目５―23
債務者　木山　　裕
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２６１号
東京都東久留米市大門町２丁目12―３―701
債務者　相葉　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２６２号
東京都八王子市南大沢５丁目１―１―1106
債務者　野里　梅子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部